

農薬展示ほ設置申込みに係る留意事項（採択基準）

1, 農薬展示ほ採択基準を満たすもの

- ① 既農薬登録のあるもの（原則、申込み時点で既登録のもの）
- ② 県防除基準に登載のための検討済みのものについては設置しない
- ③ 次年度に必要性の高いもの
- ④ 水稻除草剤は滋賀県農業技術振興センターまたは日本植物調節剤研究協会滋賀試験地で試験されていないものは採択しない
- ⑤ 人畜毒性：普通物のみ（毒物・劇物に該当しないものを指していう。）

魚毒性：水稻・麦・大豆については、農薬原体の魚類急性毒性試験（コイに対する半数致死濃度（48時間または96時間）を目安に、旧毒性分類のC類相当でないもの（A類、B類相当）。ただし、混合剤は含まれる有効成分のうち最も毒性が強いものの分類で評価する。

- 2, マイナー作物、花き類など登録農薬の少ない作物の農薬
- 3, 環境にやさしい農薬（成分数の少ないもの……化学農薬の使用を削減する防除技術の開発と普及を推進）
- 4, 生物農薬などの天然由来のもの
- 5, 難防除病害虫対象剤
- 6, 新しい剤型ならびに新規成分剤
- 7, 使いやすさ、安全性等の高いもの
- 8, 飛散の少ないもの（適正な防除方法・技術・飛散防止対策）